

事務連絡
令和8年6月22日

介護保険事業者各位

松山市長 野志 克仁
(指導監査課扱い)

介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保の徹底について

日頃から介護保険事業の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

先日、埼玉県川口市において、介護支援専門員が利用者宅で危害を受けて死亡する痛ましい事件が発生しました。この事態を受け、介護従事者の安全確保がより重要であるとの認識を深め、本市から介護保険事業者の皆様へ改めて安全対策の実施をお願い申し上げます。

特に介護支援専門員等の在宅介護従事者に関しては、安全確保への取り組みを十分に行っていたくとともに、その他の従事者についても引き続き安全対策を徹底していただきますようお願いいたします。

以下に具体的な安全対策を整理しておりますので、事業運営の際にご活用いただき、必要な取り組みを積極的に推進いただきますようお願い申し上げます。

【介護サービス事業者による安全確保について】

(1) トラブル防止に関する対策

介護支援専門員等が利用者やその家族との間で深刻なトラブルになる可能性がある場合の安全確保について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」等の解釈通知において、事業者が講じるべき措置が明確化されています。また、令和7年6月に成立した「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）」において、[カスタマーハラスメント防止のための必要な雇用管理上の措置](#)が事業主に義務づけられており、こちらは令和8年10月から施行予定です。

(2) 労働環境における具体的な対応

事業所として、以下の事項を組織的に対応することが重要となります。

- ・ハラスメント予防・対策に向けた基本方針や具体的な対応策の検討
- ・リスク要因把握や職員個々の負担軽減のための体制構築
- ・地域ケア会議での情報共有
- ・他職種（医師等）、地域包括支援センター、保健所、地域の事業者団体、法律の専門家又は警察等への相談・連携等

※ 利用者又は利用者の家族等からのハラスメントに関しては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」や管理者・職員向けの研修用の手引き、介護現場におけるハラスメント事例集を作成し、厚生労働省 HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html）において周知を行っています。